

子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例（仮称）の制定に向けた 市民公聴会

1 日 時 平成 22 年 8 月 4 日 18 : 45～20 : 45

2 場 所 こどもみらい館 研修室

3 市民参加者 67 名

4 出席委員（五十音順，敬称略）

磯貝，小室，柴原，寺石，徳田，長浜，長屋，西岡，藤岡，藤本，升光，宮本

5 次第

（1）開会のあいさつ

（2）これまでの経過等について

ア 子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例（仮称）（以下「条例」という）の制定趣旨について

イ 子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会（以下「検討委員会」という。）における検討状況について

ウ 条例に盛り込むべき内容骨子素案について

（3）各グループにおける意見交流について

ア 検討委員会委員の紹介

イ 各グループにおける意見交流

ウ 各グループの意見紹介

（4）閉会のあいさつ

6 各グループでの主な意見

A グループ

- ・ 以前と比べて保健センター等公的施設とのネットワークの構築が難しい。
- ・ 子どもにとって学校や地域における同年代との体験が少ない。
- ・ 虐待の通報や気になる家庭への踏み込みは困難で，行政の支援が必要。

B グループ

- ・ 子どものための施設を作る際は子どもの意見を取り入れるべき。
- ・ 障害のある子どもの展望も開ける条例にすべき。
- ・ 罰則は，この条例に馴染まず，他の法令で定めるほうがよい。
- ・ 罰則を設けるなら，もっと丁寧な議論が必要であり，今年度中の制定は無理。
- ・ 今の子どもが何をすべきかを発信する規定があってもよい。

C グループ

- ・ ある程度，事業者等には努力義務を求めるべき。
- ・ 虐待に対して児童相談所やケースワーカーがもっと踏み込めるように。
- ・ 行政の縦割り排除を。

- ・学区等の地域で子どもを育てるための条例に。
- ・将来的には、子どもの地域包括支援センターのようなものができれば。
- ・条例が行政に財源等を求めるきっかけになればよい。

D グループ

- ・市民憲章は具体性に欠けるために浸透していない。
- ・教育は競争に偏らず、年少時は遊び中心となる場を用意すべき。
- ・虐待防止のために、親のストレスを解消できる相談やコミュニケーション、学びの場が必要。
- ・ノー残業デーや授業参観のための休暇等を条例で企業に求めてもよい。

E グループ

- ・保護者の育児放棄に対する罰則を検討できないか。
- ・親・保護者に対する教育機会の拡充を。
- ・子どもの育成問題を規制するよりも、親が前向きになれる条例を。
- ・高校生くらいから、親としての教育の機会が必要。
- ・孤立しがちな家庭への訪問制度やサポート情報提供を。
- ・保護者にとって必要な子育て情報にアクセスしやすい工夫を。

F グループ

- ・どんな環境にいる子どもでも一人の人間として育つ権利を保障される社会の枠組みづくりを。
- ・早寝・早起き・朝ごはんを謳うなら、ワークライフバランスの一層の推進を。
- ・学区等の地域で市民団体が活動しやすいように。
- ・憲章は市民の行動理念で、条例では企業・行政・市民団体の取組を主に考えてはどうか。

G グループ

- ・親の教育を充実させるべき。
- ・子どもが群れて遊べる体験の場と時間を、学校や児童館等と連携して確保すべき。
- ・憲章の理念・条例を押しつけられて困る人も多いのではないか。
- ・水・電気・紙の3つのエコ宣言のように、子どもにも分かる方法でケータイ問題等規制を。
- ・テレビや有線放送等で憲章を取り上げてもらうことで浸透が進むのでは。

H グループ

- ・条例で児童ポルノやインターネットの規制はできるが、市民の積極的な取組が大事。
- ・憲章推進の歌やキャラクターを地域の力を借りて無関心層にも届けるとよい。
- ・憲章を徹底すれば、推進する条例は必要ないのでは。
- ・子どもを守るため実効性あるものにするには、各問題に対して特化した条例にすべき。

I グループ

- ・普及促進のため、ひとりでもつぶやける憲章の歌ができないか。
- ・当たり前のことができる社会の力、地域のつながりを回復したい。
- ・行政は実践が伴っていないのでリアリティーがない。
- ・教員養成・児童福祉系の大学生等には、大学で憲章について考える時間をもってほしい。
- ・3歳児健診等の機会に周知を図れないか。
- ・許してはダメなものには規制を。